4　調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達の公示又は入札説明書に定める基準又は要件を変更する場合にはその変更を、調達の公示又は入札説明書を修正し、又は再度提供する場合には修正され、又は再度提供された調達の公示又は入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a)　当該基準若しくは要件の変更又は当該調達の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供した時と同様の方法で送付すること。

(b)　適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

第十七・十四条　入札書の提出及び受領、開札並びに落札

1　調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱う。

2　調達機関は、自国の法令によって認められる範囲内で全ての入札書を秘密のものとして取り扱う。調達機関は、特に、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3　調達機関は、入札書の受領のために指定した日時の後に入札書が到着した場合において、その遅延が専ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

4　調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

5　落札の対象とされるためには、入札書は、開札の時に調達の公示又は入札説明書の基本的要件に適合したものでなければならない。

6　契約は、調達機関が参加のための条件を満たすと認めた供給者とのみ締結することができる。調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

7　調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができると当該調達機関が認めた供給者であって、公示及び入札説明書に定める基準及び要件のみに照らして次のいずれかのものを提示したものを落札者とする。

(a)　最も有利であり、最良の価値があり、又は全体として最大の価値がある入札

(b)　価格が唯一の基準である場合には、最低価格

8　調達機関は、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、選択権条項の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

第十七・十五条　限定入札

1　調達機関は、限定入札を用いることができる。ただし、限定入札が、最大限に可能な範囲内での競争を避けるために、又は他方の締約国の供給者に対する差別の手段若しくは国内の生産者若しくは供給者の保護の手段となるように用いられないことを条件とする。調達機関が限定入札を適用する場合には、調達の性質により、第十七・七条から前条までの規定を適用しないことを選択することができる。

2　調達機関は、1の規定に従うことを条件として、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いることができる。

(a)　次に掲げるいずれかの場合。ただし、契約の締結に当たって、当初の入札の要件が実質的に変更されないことを条件とする。

(i)　入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合

(ii)　行われた全ての入札がなれ合いによるものであった場合

(iii)　入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合

(iv)　参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合

(b)　物品又はサービスが、美術品であるため、特許権、著作権その他の排他的権利の保護との関連を有するものであるため、又は技術的な理由により競争が存在しないものであるために、特定の供給者によってのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合

(c)　調達機関が予見することができず、又は予見しなかった事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札の手続によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。

(d)　次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者又は権限を与えられたその代理者から受ける場合

(i)　既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。

(ii)　追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。

(e)　調達機関が、調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、当該調達機関の要請により限定的な試用に充てられた、又は開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを調達する場合

注釈　最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得る。

(f)　調達する物品が商品市場において購入される物品である場合

(g)　極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で行われる購入であって、自発的かつ革新的な提案、例外的な処分又は清算、倒産若しくは管財人による管理の際の企業の資産の処分等により行われるものの場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。

(h)　契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、当該設計コンテストが、この章の原則に合致する方法で行われ、かつ、当該受賞者との間で設計契約を締結することを目的として独立の審査員団によって審査されることを条件とする。

(i)　基本的な事業計画に合致する新たな建設サービスであって当該事業計画に係る当初の建設サービスと同様の建設サービスの繰り返しから成るもののうち、当該当初の建設サービスの契約がこの章の規定に従って公開入札又は選択入札によって落札され、かつ、調達機関が当該当初の建設サービスに係る調達計画の公示において当該新たな建設サービスの契約の締結につき限定入札の手続を用いる可能性があることを公示している場合

3　調達機関は、この条の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びにこの条に規定するいずれの場合に該当するかについての説明を含める。

第十七・十六条　落札後の情報

1　各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。当該公示には、次の事項を含める。

(a)　調達された物品又はサービスについての説明（その数量を含めることができる。）

(b)　契約を締結する調達機関の名称及び所在地

(c)　契約の日又は落札の日

(d)　契約を締結する供給者又は落札者の名称及び住所

(e)　契約価額、落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(f)　用いられた調達方法